

草津白根山（本白根山）の噴火警戒レベル1における警戒区域の設定について

平成31年4月5日に、草津白根山（本白根山）の噴火警戒レベルが「2（火口周辺規制）」から「レベル1（活火山であることに留意）」に、引き下げられました。

これに伴い、火口周辺において突発的な噴火等への安全対策の必要があるため、草津白根山（本白根山）の火口中心から半径500m圏内を、警戒区域として立入禁止の規制を実施いたします。

また、周辺の遊歩道についても、当面の間は入口での立入禁止の規制を継続します。

皆さまにはご迷惑をおかけいたしますが、安全を第一に考えた判断でありますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

平成31年4月5日

草津町長 黒岩信忠